新設分割に係る事後開示書面

(会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づく開示事項)

大阪府大阪市北区中之島三丁目2番4号 帝人株式会社 代表取締役社長執行役員 内川 哲茂

東京都千代田区霞が関三丁目2番1号 霞が関コモンゲート西館 帝人リジェネット株式会社 代表取締役社長 中野 貴之

帝人株式会社(以下「分割会社」といいます。)は、2023年5月31日付新設分割計画書に基づき、2023年8月1日を効力発生日として、帝人リジェネット株式会社(以下「新会社」といいます。)を新たに設立し、分割会社の再生医療CDMO事業に関して有する権利義務を承継させる新設分割(以下「本件分割」といいます。)を行いました。

本件分割に関して、会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条に基づき 開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

- 1. 本件分割が効力を生じた日 2023 年8月1日
- 2. 分割会社における法定手続の経過
- (1)新設分割の差止請求

本件分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割に該当し、同法第805条の2 但書に定める場合に該当するため、差止請求に係る手続は実施しておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

本件分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割に該当し、同法第806条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施しておりません。

(3) 新株予約権買取請求手続

本件分割に際して会社法第808条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続は実施しておりません。

(4) 債権者保護手続

会社法第810条第2項及び第3項に基づき、2023年6月22日付の官報において公告するとともに、同日から電子公告の方法により公告しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 新会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

新会社は、2023 年 8 月 1 日をもって、分割会社から再生医療 CDMO 事業に関する権利 義務を承継しました。新会社が承継した資産の額は 4,016 百万円 (概算値)、負債の額 は 16 百万円 (概算値) となっております。

4. その他本件分割に関する重要な事項 該当する事項はありません。

以上